資料３

富士見市国民健康保険条例改正について

●概要

　国民健康保険法の一部改正等に伴い、国民健康保険被保険者証が廃止されるため、当該被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削除する必要があることから、富士見市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

●主な改正内容

(1) 国民健康保険被保険者証の返還に応じない者に対する 10 万円以下の過料の規定の削除を行います。

(2) 附則において、過料の規定の削除に関する経過措置を定めます。

●施行予定日

令和６年１２月２日